

○内閣府告示第百六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）の一部を次のように改正することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和二年九月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に傍線を付したものを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項</p> <p>一 「略」</p> <p>二 子ども・子育て支援に当たつての関係者の連携及び協働</p> <p>1 「略」</p> <p>2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>「第一段落～第三段落 略」</p> <p>「下記段落を削る。」</p> <p>「第五段落 略」</p> <p>「3～5 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 子ども・子育て支援に当たつての関係者の連携及び協働</p> <p>1 「同上」</p> <p>2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>「第一段落～第三段落 同上」</p> <p>また、住民が近隣の市町村に所在する地域型保育事業を利用する場合において、当該住民が居住する市町村が当該地域型保育事業を行う者の確認を行う際には、法第四十三条第四項の規定により、当該地域型保育事業を行う事業所が所在する市町村の事前の同意又は当該同意を要しない旨の市町村間の同意が必要である。市町村は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町村と連携を図り、迅速にこれらの同意が行われるように努めること。特に、市町村域を超えた地域型保育事業の利用が明らかなる場合及び複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業については留意が必要である。</p> <p>「第五段落 同上」</p> <p>「3～5 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。